

保 存 期 間 5 年

交 規 発 第 613 号

令 和 5 年 8 月 18 日

各 警 察 署 長 殿
高速道路交通警察隊長

交 通 規 制 課 長

各種許可事務における添付書類の取扱いについて

各種許可申請における申請書の添付書類については、「各種許可業務における添付書類の取扱いについて」(平成30年4月26日付け交規発第441号。以下「旧通達」という。)により周知を図ってきたところですが、このたび、内容を整理し、令和5年9月1日からは、下記のとおりとするので、事務処理上誤りのないように取扱い願います。

なお、旧通達は、令和5年8月31日限り、廃止します。

記

1 対象許可事務

- (1) 道路使用許可申請
- (2) 駐車禁止除外指定車標章交付申請
- (3) 通行禁止除外指定車標章交付申請
- (4) 駐車許可申請
- (5) 通行禁止道路通行許可申請
- (6) 高齢者運転者等標章交付申請
- (7) 緊急通行車両等確認申出
- (8) 規制除外車両事前届出
- (9) 制限外積載許可、設備外積載許可及び荷台乗車許可申請
- (10) 制限外牽引許可申請

2 各種許可事務における添付書類の取扱いについて

別添「各種許可事務における添付書類の取扱い一覧(以下「取扱い一覧」という。)」のとおり

3 留意事項

- (1) 申請書の受理に際しては、申請書に記入漏れのないように確実にチェックするとともに、必要な疎明書類の提示を求めて適切に審査すること。
また、審査上必要の無い書類が添付されていた場合、若しくは提示のみ必要で添付が不要な書類の提出があった場合については、申請者に確実に返却すること。
- (2) 各種許可事務における個人情報の取扱いについては、交通課員に対する教養を徹底するとともに、別添の取扱い一覧を備え付けて交通課員が確認できるようにし、担当者が不在の際ににおいても審査に遗漏の無いようにすること。

各種許可事務における添付書類の取扱い一覧

令和5年9月

		自動車検査証	運転免許証	その他添付書類
道路使用許可		提示不要 添付不要	提示不要 添付不要	各種説明書類
	身体障害者 戦傷病者 精神障害者 療育手帳所持者 紫外線要保護者	提示不要 添付不要	提示不要 添付不要	各種手帳等の写し
駐車禁止除外指定車標章	緊急作業車 信号機・道路標識等維持管理用車 郵便等集配車 一般廃棄物収集車 緊急往診車 歯科医師往診車 緊急取材車 執行官使用車 野犬等捕獲車 確認事務使用車 患者輸送車・車いす移動車	写しを添付	提示不要 添付不要	除外車両であることを説明する書面 (医師免許等)
通行禁止除外指定車標章		写しを添付	提示不要 添付不要	各種説明書類
駐車許可		写しを添付	提示不要 添付不要	訪問先一覧及び周辺の見取図 必要に応じ、申請内容を説明する書面
通行禁止道路通行許可		写しを添付	提示不要 添付不要	通行区間及び周辺の見取図 必要に応じ、申請内容を説明する書面
高齢運転者等標章		提示のみ必要 添付不要	提示のみ必要 添付不要	母子健康手帳、妊娠証明書、戸籍謄本等 提示のみ必要 添付不要
緊急通行車両等確認申出		写しを添付	提示不要 添付不要	必要に応じ、 ・災害応急対策を実施するための車両として使用することを説明する書類 ・災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを説明する書類
規制除外車両事前届出		写しを添付	提示不要 添付不要	・医師の免許状又は医療機関等を確認できる書類の写し ・医薬品、医療機器等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し ・患者等搬送車両であることを確認できる写真 ・建設用重機等であることを確認できる写真
制限外積載許可 設備外積載許可 荷台乗車許可		提示不要 添付不要	提示不要 添付不要	必要に応じ 運転経路図 積載物の諸元 積載方法の概略図
制限外牽引許可		提示不要 添付不要	提示不要 添付不要	必要に応じ 運転経路図 積載物の諸元 積載方法の概略図

- 自動車検査証については、電子化された(ICタグの付いた)自動車検査証の場合、券面非表示書面(記録事項記載書面)の提示や添付けは不要とする。
- 申請書類を審査するため、必要に応じ自動車検査証及び運転免許証の提示の協力を求めるることは差し支えない。
例：歩行者用道路通行許可において、自宅が通行禁止道路に面しているか確認するため運転免許証の提示
制限外積載許可において、車両の諸元が正確であるか確認するため自動車検査証の提示
- 通行禁止道路許可申請、制限外積載許可申請、制限外牽引許可申請について、特殊車両に該当する車両にかかる申請において、道路管理者が発行する通行許可証の添付けは不要である。ただし、許可条件(通行時間等)を把握するため、必要に応じ通行許可証の提示の協力を求めるることは差し支えない。